

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勅令第1号) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パラグアイ	貧困農民支援に関する日本国政府との府とパラグアイ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	130,000千円 H24.7.31まで	H23.6.29 アスンシオンで (同日)	日本側 松本剛明外務大臣 パラグアイ側 ホルヘ・ラ ラ・カストロ外務大臣	H23.7.13 245号
パラグアイ	コロンビア市及びビラール市給水システム改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	コロンビア市及びビラール市給水システム改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,489,000千円 H27.7.31まで	H23.8.30 アスンシオンで (同日)	日本側 渡部和男在パラグ アイ大使 パラグアイ側 ホルヘ・ラ ラ・カストロ外務大臣	H23.9.12 320号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。